

青子推第233号

令和2年5月26日

在園児の保護者 各位

青梅市長 浜 中 啓



新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言解除後の対応について（お知らせ）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園自粛の御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

標記の件につきまして、国の緊急事態宣言解除にともない、下記のとおり保育所の取扱いを変更いたします。

また、本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

記

1 登園自粛要請の終了について

現在実施している登園自粛要請は、令和2年5月30日（土）で終了とします。

2 延長保育および一時預かりについて

延長保育および一時預かりの中止についても、令和2年5月30日（土）で終了とします。

3 今後の対応について

令和2年6月1日（月）以降は、原則、通常保育とします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、家庭での保育が可能な世帯におかれましては、当面の間次のとおり、可能な範囲での登園自粛の協力をお願いいたします。

(1) 勤務日（通院等含む）以外の日の登園自粛

(2) 勤務時間に応じた保育時間の短縮

4 保育料の減額について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として登園を自粛した園児の保

育料を日割り計算により減額します。

また、緊急事態宣言が解除されていることから、土曜日の減額は、恒常的に利用している児童が対象となります。

なお、発熱や咳がある等の体調不良（ノロウイルス等の他の感染症は除く。）により欠席した場合も対象となります。

(1) 対象園児

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛いただいた園児（0歳から2歳児クラス）

(2) その他

手続等については、4、5月分と同様の方法を予定しております。

なお、詳細につきましては、後日園より御連絡いたします。

5 保護者の皆様へのお願い

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に御協力をいただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、お預かりするお子様の安全と、保育園が継続的かつ安定的に開園し保育を行っていくために、今後も感染症拡大防止対策として東京都から示されましたロードマップ「新しい日常」を実践していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

6 問合せ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課

22-1111（代表）

（内線）保育・幼稚園係 2146、2147

施設給付係 2145

以 上